

AMIGOS

平成 25 年 8 月 9 日

特定非営利活動法人・北関東医療相談会ニュースレター 1号

巻 頭 言

特定非営利活動法人・北関東医療相談会

代表理事 後藤裕一郎

(医師・伊勢崎市保健所長/中之条保健所長)

「アミーゴスの非営利団体としての出発に当たって」

私は「アミーゴス」の代表者で医師の後藤裕一郎と申します。今年の四月にかつての「外国人のための医療相談会」は「アミーゴス」へと正式に県の認証を得た非営利団体に昇格する事が出来ました。此の席をお借りしまして私及び「アミーゴス」の活動に携わってきた或は携わっている各構成員からは、かねてよりアミーゴスへの御支援を我々へ日常的に頂戴出来ました方々やアミーゴスの相談会をご利用なされた皆様へ衷心より深謝の念を申し上げます。更に我々の活動を今後も御支援頂ける方々に、貴方がたから我々への末永い御支援や御協力の御願いを（私は勿論ですが）アミーゴスの一人一人から申し上げる次第です。



時系列的に申し上げますと、アミーゴスの原点は平成九（1997）年から既に「外国人のための医療相談会」としての活動に在り、其れは群馬県の太田市を中心として年一回程度の頻度にて行なわれていました。当時の我々は「外国人のための医療相談会」と称してその構成員も医師の数名、事務担当者も数名、実際の受診者への対応を為させて頂ける篤志家の皆様が十数名と極く家庭的で和気藹々とした雰囲気の中で一年に二回程度の相談会を開催して参りました。

当初は、県内の外国人や彼等の需要の把握も中途半端で、保健所や群馬県と言った行政庁等との折衝や協力も確立されていない状況でその活動には紆余曲折が予想されました。

当時から、しかし、長澤正隆氏（現在の事務部の代表者で同時にカトリック教会の助祭である）、稲沢正士医師（当時の前橋赤十字病院副院長）、富澤隆医師、白井まみ氏（事務担当）、等と言った篤志家の方々が孤軍奮闘に近い情

熱と体力の限りを尽くして、群馬県内の生活面で困窮し健康問題を抱える外国人に対し定例の日曜日には診療所を開設し可能な限り彼らに希望と勇気を付与し続けて参りました。

その活動から現在迄、早くも十六年という歳月が経過し、今年（平成二十五年、2013年）の四月から正式に「アミーゴス」と言う名称も新たに群馬県に認証された非営利団体として生まれ変わる事と成りました。

此の十六年間の当会の活動を反芻すれば、当会自身もさる事ながら環境の変化（物理的なものでも、社会的制度に関するものでも）の質的・量的な大きさに感嘆し感慨は深く、将来への新たな挑戦を誓うものでも在る様に感じ入ります。

当会の目的は、

- 1 北関東に在住される外国籍人への健康問題上の助言や相談の提供
- 2 一般住民への保健講演会の開催
- 3 国内外の困窮住民への人員や医療の提供

等ですが、可能な限り対象者や提供する行動内容等は拡大していきたいと思っています。

そうした活動範囲や活動内容の拡大もさる事乍ら、我々の様な非営利団体に求められて居る’各個人への支援’と言う基本姿勢を忘れては成らない、と我々、「アミーゴス」の構成員は全員が各個人の社会的責任感に燃えて居る次第です。

皆様へは、当会、「アミーゴス」が今後も末永い御付き合い、御協力、御叱咤や御励みの言葉等を拝領させて頂きたく、当会へ御協力頂ける各個人の皆様への御願いを各会員から御願い申し上げます。

当「アミーゴス」は、一年に三回程度の医療相談会を開催し提供しています。

我々が救済対象としている其の活動対象は主に外国籍の方々ですが、もし貴方様の周囲でお困りに成られていらっしゃる外国（籍）人の方や我々、「アミーゴス」への御協力（財政面でも人件面でも、何でも可能です）を我々から御願い出来ます様な方でも御存じであれば、是非我々、「アミーゴス」へ御一報下さい。

以上の如く、当会の「アミーゴス」からの非営利団体への昇格報告と貴方様を初めとしたより多くの社会からの御支援を「アミーゴス」の各構成員及び私から御願いしまして、「アミーゴス」の設立に伴う御挨拶に代えさせて頂きます。

副代表理事 黒澤みち子

(看護師・カトリック館林教会)

ご挨拶

外国人のための医療相談に参加したのは前橋教会での看護師としてのボランティアが最初でした。その頃は勤務していたため休みの時お手伝いをする、という軽い気持ちであったのではないかと。

しかし外国人が日本で生活する大変さは、ポートピーブルの人が教会に居ましたので、又日本人も中国大陸やブラジルに移民として、とても苦労したと聞いて知っていましたので他人事ではないなと思いました。

さらにこの様な活動は感染予防にもつながり意味があるとも思いました。その後定年退職し、医院の外来のみの職場になり気持ちにも余裕が出来ましたので、又時折のボランティアをするなかで、友である、看護師がフルタイムで働いているにもかかわらず、医療関係の書類の作成、診療後の書類の照らし合わせなどさりげなく行っている姿に、あゝ、今の私のボランティアに向かう気持ちではいけない、一人に負担をせおわせているな。出来ることは手伝いたいと思いました。

まず検診報告会の流れ、各部署の仕事内容を自分は知らなかったと気づき、自分が理解するのに必要なマニュアルを作ろうと思い、彼女に補佐していただき、今も現在進行形です。これには一人一人のメンバーの声が必要です。作成していると（色々考えるチャンスがあるのです。）

気付くことが多くあります、そのなかで多勢のボランティア参加におどろいた事とこの活動に最初から参加しているメンバーの力強さ、忍耐強さ、寛容さに頭が下がります。

最近の日本人の政治の動きを知るほど、外国人だけでなく日本人さえも自分の国に守られず、医療もうけられない人が増えると想像されいつになったら、この様な活動を必要とされない心豊かな国になるのだろうと思う今頃です。

会員と会費の納入状況

皆様から送られてきている入会のお知らせにはお名前の公表を確認していませんでした。次回以降はお名前を公表していただけるか振込用紙に確認の項目を設けたいと思います。

現在の会員数 58名

平成23年3月末 入金金額 入会金 53,000円、
会費 292,000円、会員カンパ 116,000円 会員外カンパ 150,000円

平成23年度3月度末 合計金額 611,000円

平成24年度会員数 4名（会費納入者 累計62名）



平成24年7月末 入金金額 入会金4,000円、会費119,000円、会員カンパ6,000円
会員外カンパ239,000円

平成24年度7月度末 合計金額 368,000円（北関東医療相談会発足以降 累計 979,000）

会員の地域

県別会員登録2012（新規会員のみ）

群馬県 32、前橋市8、高崎市6、富岡市1、太田市5、館林市3、伊勢崎市2、甘楽郡2、邑楽郡3、安中市1、佐波郡 1

栃木県 15、足利市3、宇都宮市9、小山市1、大田原市1、益子町1

北海道 2、美唄市1、釧路市1

東京都 2、杉並区1、練馬区1

神奈川県2、横浜市1、鎌倉市1

埼玉県 5、さいたま市3、狭山市1、本庄市1

合計58人

会員登録2013（新規会員と前年入会・7月末会費入金の方）

新規会員 4名（八王子市、流山市、）

群馬県6、前橋市1、高崎市3、太田市2

栃木県5、足利市1、宇都宮市4

東京都2、豊島区1 八王子1

神奈川県1、鎌倉市1

埼玉県2 さいたま市1、本庄市1

茨城県1、笠間市1

千葉県1、流山市1

合計18人

1、平成23年度に実施したこと。

3月 高崎市における医療相談会



受付記入



受付A



高崎・診察



集合写真

2、平成24年度に実行したこと。

- 4月 法務局に行き特定非営利活動法人 北関東医療相談会の手続きの完了。
- 6月 群馬県太田市における医療相談会の実施（次号紹介）
- 7月 検査結果報告会
- 8月 栃木県における医療相談会の準備

3、これから実施すること

- 9月 栃木県済生会宇都宮病院の医療相談会
- 10月 報告会
医療相談会の記念講演会と報告会
- 11月 栃木県益子町における医療相談会の実施
- 12月 報告会
- 3月 高崎市における医療相談会

編集後記

本来であれば、夏ごろに皆様に届ける予定の「特定非営利活動法人北関東医療相談会」のニュースレター・アミーゴスの第1号が秋の入り口になったことをお詫びします。

言い訳がましいのですが、受診者を連れて病院を回ることも多く年度末の決算がようやく整ってきました。専従の必要性を痛感する次第です。

受診者を連れて病院を探して訪問する時、いつも胸を痛めます。誰が、この支払いをグッと我慢してくれるのか病院とて無料では立ち行かなくなります。病院の利益を、度外してこの弱小団体の申し出に協力する気持ちを考えると、遠く霞が関のビルから薄笑いが聞こえるのです。

次号は、医療相談会ごとにわかった受診者の記録を、会員及び献金をいただいた方に紹介していきたいと思います。

特定非営利活動法人 北関東医療相談会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 北関東医療相談会と称する。

通称は AMIGOSとする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県太田市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、すべての人が健康と平和な生活ができる共生社会の実現をめざし、特に外国籍・生活困窮者の為の保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の増進、災害救護、人権の擁護、国際協力などの活動を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の増進を図る活動

(3) 災害救護活動

(4) 人権の擁護又は平和の増進を図る活動

(5) 国際協力の活動

(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 健康診断事業

外国人及び生活困窮者のための医療相談会の企画運営

② 社会教育事業

外国人の保健・医療・福祉につながる知識・技術の習得につながる研修会、講習会の企画運営と講習会などへの講師の派遣

③ 災害支援事業

災害時救護活動や救護活動を行っている機関との連絡・調整による救護活動の推進

④ 人権、平和事業

人権の擁護、平和の推進活動、及びこれ等の活動をする機関との協力・連絡・活動の調整

⑤ 海外支援事業

国際協力のための海外への必要な人員派遣

⑥ 学習事業

上記活動を行うために必要な専門性の高い指導者の養成・教育

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会した法人の活動に参加する。
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

(入会)

第7条 この法人の目的に賛同し、この法人が行う事業に積極的に参加するのを条件と定める。

2 会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由が無い限り、入会を認めなくてはならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の決議により、該当会員を除名することができる。この場合、理事会において決議する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上9人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。またそのうち1名を事務局長兼任とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けるときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号を報告するために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の前任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、後任の末日最後の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の前任期はそれぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を、行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなくてはならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員の不さわしくない行為があると認められるとき。
- (報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなくてはならない。

- (2) 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- (3) 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

- (2) 職員は理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。)その他新たな業務の負担及び権利の放棄

(7) 事務局の組織及び運営

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長はその総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前2項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条、第30条第1項2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 審議の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項5号の規定により、監事より招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2条及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議事項)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事はこの定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが

できない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は法27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することが

できる。

(2) 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算編成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業の報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業報告終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上余剰金が生じた時には、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散をするときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散(合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除く)したときに
残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数を
もって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決
を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の広告は、官報に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | | |
|----------|-----|--------|-----|---------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 1000円、 | 年会費 | 6000円 |
| (2) 活動会員 | 入会金 | 1000円、 | 年会費 | 1000円以上 |
| (3) 賛助会員 | 入会金 | 1000円、 | 年会費 | 6000円以上 |

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1
項の規定にかかわらず、設立の日から平成26年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の
定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から
平成25年3月31日までとする。

別表

役職名	氏名	備考
理事	後藤裕一郎	理事長
理事	黒澤みち子	副理事長
理事	長澤正隆	副理事長 事務局長兼務
理事	河野順子	

理事	塚本 巖	
理事	飛鷹昭夫	
理事	山口富三	
理事	矢中幸雄	
監事	坂詰未来	
監事	鈴木美恵子	

平成24年10月20日

群馬県指令N多第30006-65号

群馬県前橋市日吉町四丁目19番地17

後藤 裕一郎

平成25年1月10日付けで申請のあった下記の特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定により、認定します。

平成25年3月26日

群馬県知事 大澤正明



記

- 1 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 北関東民族相談会
- 2 代表者の氏名
後藤 裕一郎
- 3 主たる事務所の所在地
群馬県太田市東別所町427番地44

- 4 定款に記載された目的
この法人は、すべての人が健康と平和な生活ができる共生社会の実現をめざし、特に外国籍・生活困難者のための保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の増進、災害救護、人権の擁護、国際協力などの活動を目的とする。